

新風

代表者 西 濱 和 博 様

下記の研修会に出席しましたので、その内容を報告します。

平成 29 年 11 月 22 日

西 濱 和 博



記

1 研 修 名 第 14 回地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー

2 期 日 平成 29 年 11 月 15 日(水)、16 日(木)

3 場 所 東京都千代田区内神田 2-4-6
WTC 内神田ビル 7 階

4 研修概要 別添のとおり

5 研修資料 別紙のとおり

【研修概要】

1 「社会保障フォーラム」の開催目的

この「社会保障フォーラム」は、地方の活性化を図るため、住民の関心が高く、地域経済の発展や地域の雇用を生み出すことにもつながる社会保障の分野に着目されている。

趣旨に関心を持つ地方議員に対し、情報提供や議論(討議)の場を設けることで、地方から社会保障の充実に寄与させていくことを目的としている。

2 今回開催のポイント

少子・高齢化が進展し、労働力人口が減少していくなかで、老後の不安や病気の心配、失業や倒産への不安、そして、たび重なる災害や治安への懸念など、国民の先行きに対する閉塞感は深まっていると思われる。

社会保障制度は、国民の生活にとって大切な基礎であり、生涯の設計において重要なセーフティネットなのだという信頼がなくては、国民の生活の安心と安定はあり得ない。個人のライフスタイルや働き方、家族形態の多様化が急速に進み、この変化に現在の社会保障制度は十分に対応しきれておらず、負担の不公平さ等が指摘されている。そのような中、厚生労働省や内閣官房、専門家など、第一線で活躍中の方々を講師として招き、日本がおかれている課題やそれに対する政府の考え方、施策について学び意見を交わすものである。

3 所感

(1)健康経営について

(日本の健康経営の動向)

健康経営を推進していくうえで大きな契機となったのが日本経営会議の創設及び同会議による「健康なまち・職場づくり宣言 2020」の制定である。

日本経営会議は、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図ることを目的として、経済界、保険者、地方公共団体、医療関係団体等各界のリーダーが一堂に会し、1015年7月に発足した民間主導の活動体である。

この会議は、当面2020年を目標年次とする具体的な数値目標を含んだ「健康なまちづくり宣言 2020」を制定している。

詳しく調べてみると、この8つの宣言のうち、特に健康経営に関わるのが宣言の4及び宣言5の部分である。

宣言4は、主として大企業・組織を対象としたものであり、ここの設定された「健康経営に取り組む企業を500社以上とする」とある。

宣言5は、主に中小企業・組織を対象としてあり、その目標は10,000社であるが、2017年時点で既に目標値を超える12,195社が宣言を行っており、達成率にしてみると121%である。

(健康経営の意義)

アベノミクスの成長戦略において、「健康経営」という用語が使われている。「経営者等に対するインセンティブとして、健康経営に取り組む企業が自らの取組を評価し、優れた企業が社会で評価される枠組み等を構築する。」とされている。日本再興戦略(改定版)2014年6月24日これから以降、様々な健康経営に関する社会的な取組が始まることになったとみることができる。

(具体の考え方)

職場に出勤しているが、何らかの健康問題によって、業務の能率が落ちている状況(組織側からみれば、間接的ではあるが、健康関連のコストが生じている状態)があるとする。例えば、健康な状態で100%の生産性を発揮できるはずの人が、病気やけが等で90%しか発揮できていなかったとすれば、10%の損失が生じているということになる。このことを一定の手法で測定すると、医療費等を上回る大きな損失になるという考え方のである。

企業や組織にとって、健康問題(健康に関係する生産性の損失)は、医療費を上回る問題だとすれば、いわば経営問題そのものに関係するという認識を持つ必要があるのではないだろうか。健康経営とは、基本的な認識に基づく概念と言えると思う。

(健康と生産性のマネジメント論)

健康と生産性のマネジメントとは、従業員の健康と生産性の両方を同時にマネージしていこうとする発想である。

従来のコスト管理的な「医療費適正化」の発想から脱却し、「人」を組織における重要な「資産」と考え、従業員の健康・増進を「人的な資本」に対する積極的な「投資」として捉えていく考え方とのことである。そうだとすれば、こうした投資については、適切に実施していけばプラスの収益を生み出す可能性が高くなる。健康コスト全体として考えるならば、効率的・効果的な縮小につながってくる。

(研究結果からの考察)

講師(尾形裕也氏)が所属されている東京大学政策ビジョンセンター健康経営ユニットは、2013年4月から本格的な取組を始め、国の「データヘルス計画」等とも連携しながら、日本の企業や病院にフィールドを設定し、実証的な調査研究を進められてきた。具体的には、複数の医療保険の保険者(健康保険組合)や母体企業・組織の強力を得て、日本の健康経営の現状を可視化している。

このような取組から、健康リスクの構造と健康関連コストとの間には強い相関関係があると、先行研究においても明らかになったとされている。つまり、健康リスクの高い人は、医療費のみならず生産性の指標で見ても、よりコストがかかということである。そうだとすれば、それぞれの企業・組織における従業員の健康リスクの構造が改善すれば、全体の健康関連コストも低減することが予想される。

そうした企業・組織の健康リスクを改善するための有効な手立てを考え、講じていくことが求められると思う。従来からの取組としてある運動や食事、生活習慣といった健康増進にとどまらず、「働き方」や職場環境を含めた組織のあり方について新たな発想であるこの「健康経営」の視点に基づく取組を実践していくことが必要。

(2) 児童の虐待防止に地域はどう関わるか

(児童虐待防止対策は各段階でアプローチ)

- ・平成28年度中に、児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、122,578件で過去最多となっている。

「児童虐待」というと、子どもが亡くなるような重篤なケースを思い浮かべる方が多いかもしれないが、実際の児童虐待防止対策は、幅広く子育ての段階から、もう少し濃密な支援が必要なあたりまで繋がっていて、各段階できちんとしたアプローチをしていくことが非常に大事になっている。

2000年に児童虐待防止法が立法され、その後様々な対策が進められてきた。立法当時は、子どもの死亡事例などに対し、家庭の中の出来事に行政が介入できないというような課題をクリアし、子どもたちの命を守っていくには何ができるからスタートしたとのこと。15年が近く経って、重篤なケースから早期の段階からのアプローチまで、幅広く対策が必要という認識が広がってきた。

児童虐待を統計データで見ると、児童相談所及び市町村の児童相談対応件数は、年々増加しており、平成28年度の122,578件の虐待相談対応件数とは、通報があった件数ではなく、通報があって児童相談所が何らかの対応をした件数とのことであった。

平成28年度における児童相談所での虐待相談の内容別件数をみると、

- ・殴るなどの「身体的虐待」：31,925件(虐待相談全体の26.0%)
- ・子どもを清潔な状態にしないなど育児放棄「ネグレクト」：25,842件(同21.1%)
- ・「性的虐待」：1,622件(同1.3%)
- ・「心理的虐待」：63,186件(同51.5%) となっている。

最近の特徴として、「心理的虐待」が大きく増えているとのこと。心理的虐待とは、例えば暴言や兄弟・姉妹間で著しく差別的な扱いを行うことなど。これに加え、いわゆる「面前DV」と言われる配偶者間のDVを子どもが見せられることも含まれている。このようなことから、これまであまり意識されてこなかった心理的虐待や、面前DVについても関係機関がその問題性を認識するようになってきたことが、心理的虐待の相談件数の増加となって現れてきたと思う。

(市町村での子育て支援は要保護児童対策地域協議会の役割が重要)

在宅で保護者や子どもを支援していく場合、市町村に設置している要保護児童対策地域協議会の役割が非常に重要である。地域で子どもを見守ると言っても誰かがずっと子どもに関わり続けることは難しい。この協議会では、学校関係者や近所の民生委員など地域で子どもや家庭に接する関係者に、「子どもや家庭の状況」をこの会議の場で報告するよう依頼している。

この協議会の参加者には守秘義務がある。そうした場で、地域で子どもや保護者たちと接する機会がある関係者が集まり、お互いに情報を共有し、役割分担をしながら、子どもや保護者の支援をしていく仕組みである。

一方、全国の殆どの市町村でこの要保護児童対策地域協議会が設置してあるが、なかなか有効に機能させることが難しいとの話もある。いかに実効性あるものにしていくかが今後の課題であると思われる。

新風

代表者 西 濱 和 博 様

下記の視察を行いましたので、その内容を報告します。

平成 30 年 2 月 12 日

西 濱 和 博



記

1 視察日程

(1)平成 30 年 2 月 4 日(日)

- ・テーマ：スポーツ庁の官民連携プロジェクト「未来の運動会」について
- ・会 場：「梅田東コミュニティ会館」(大阪市北区茶屋町 2-9)

(2)平成 30 年 2 月 5 日(月)

- ・テーマ：公益財団法人ライフスポーツ財団のスポーツ推進事業について
- ・視察先：公益財団法人 ライフスポーツ財団

(吹田市江坂町 1-23-43 ファサード江坂ビル 7 階)

対応者：理事兼事務局長 河 原 慶 子 氏

事務局次長 坂 上 真 紀 氏

2 視察概要

別紙のとおり

2 視察研修の概要

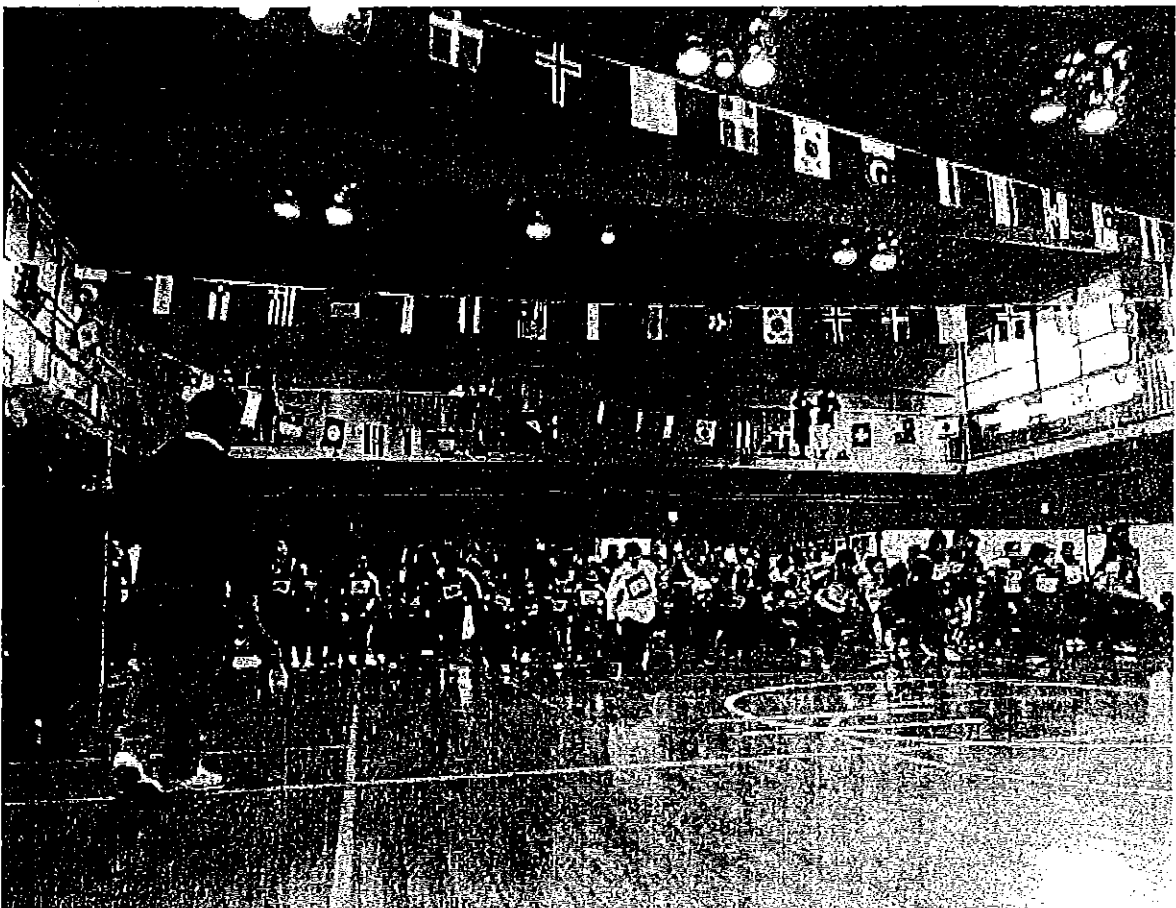
(1) スポーツ庁の官民連携プロジェクト「未来の運動会」について

①開催概要

本イベントは「未来の運動会プロジェクト」を推進する一般社団法人運動会協会と、大阪のテクノロジー・アート・コミュニティを軸に活動する有志グループ未来の大阪の運動会実行委員会が主催し行うもので、スポーツ庁「スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト・新たなスポーツの開発」の一環として行われたものです。

2020年オリ・パラ東京に向けてスポーツへの関心が高まる中、今般、大阪開催の機会を捉え、体験型視察研修を行いました。

②当日実施されたプログラム(次ページ以降)



(1) ナニワさんが転んだ

「だるまさんが転んだ」の要領でゴールに散らばっているボールを獲得するゲームです。ただし掛け声はグリコさん、かに道楽さん、たこ焼きさんの3つあるので対応したポーズで止まります。ボールは色ごとに得点が異なり、チームごとに獲得したボールで得点を競います。



(2) 大玉ポンポン

大玉をネットでポンポンして、制限時間1分間で大玉を落とすか、自軍の大玉をどれだけ揺らすかを2チームで競います。参加者が指定された位置でネットを囲むように並び、空中で張るように持ちます。ネットの上には、揺れたら数をカウントするようにプログラムされたスマートフォンが大玉のなかに入っており、その大玉を揺す競技です。



(3) 大阪食い倒れ競争

みんなで食い倒れて、つながり、幸せの胃薬というゴールを目指します。4チーム対抗戦で、1チーム20名が全員つながり、他のチームよりも早く幸せの胃薬(当日は金色の玉でした) にたどりついたかで競います。なお中央に玉がおかれています。円型のセンターエリアが設けられており、そのエリアには20人目しか入れません。ルールとして、食い倒れるときは、必ず両手両足を床に付けなければいけません。手足をつけたら「はい」といって次の人が食い倒れます。



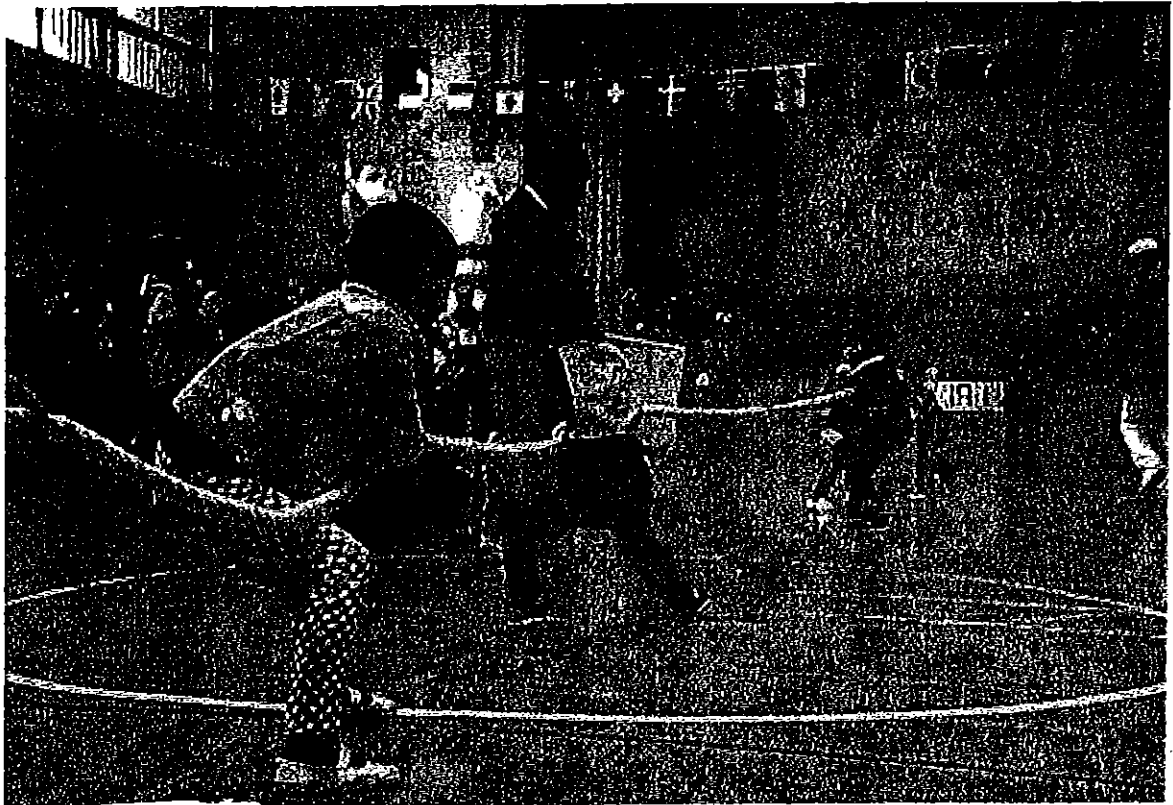
(4) 応援ラップバトル大阪編ムカデでサイファー

各チームのレペゼン（ヒップホップ用語で「〇〇を代表する」を意味する言葉）がラップします。各チームのラッパー（代表5名）はムカデバンドを装着し、全員つながった状態です。先頭の人（リーダー）は光る靴「オルフェ」を履きます。合図を出したらマイクをパスしてチームを応援！アピールします！この競技に得点はありません。



(5) エア綱引き

2チーム対抗戦です。4人VS4人で綱引きをしますが、チームに1人だけ、サボリ（綱を引くふりをしている人）が隠れています。サボりを先に当てれば勝ちという競技です。綱引きをしながら、相手のチームのサボりを探しだします。綱引き（制限時間30秒）をし、綱引きに勝ったチームが先に回答権を得ます。サボりの人を当てたチームが勝ち。両チーム外した場合は、サボりに間違えられた人が抜けて試合再開です。なお、サボりは当てられるまで変更できません。

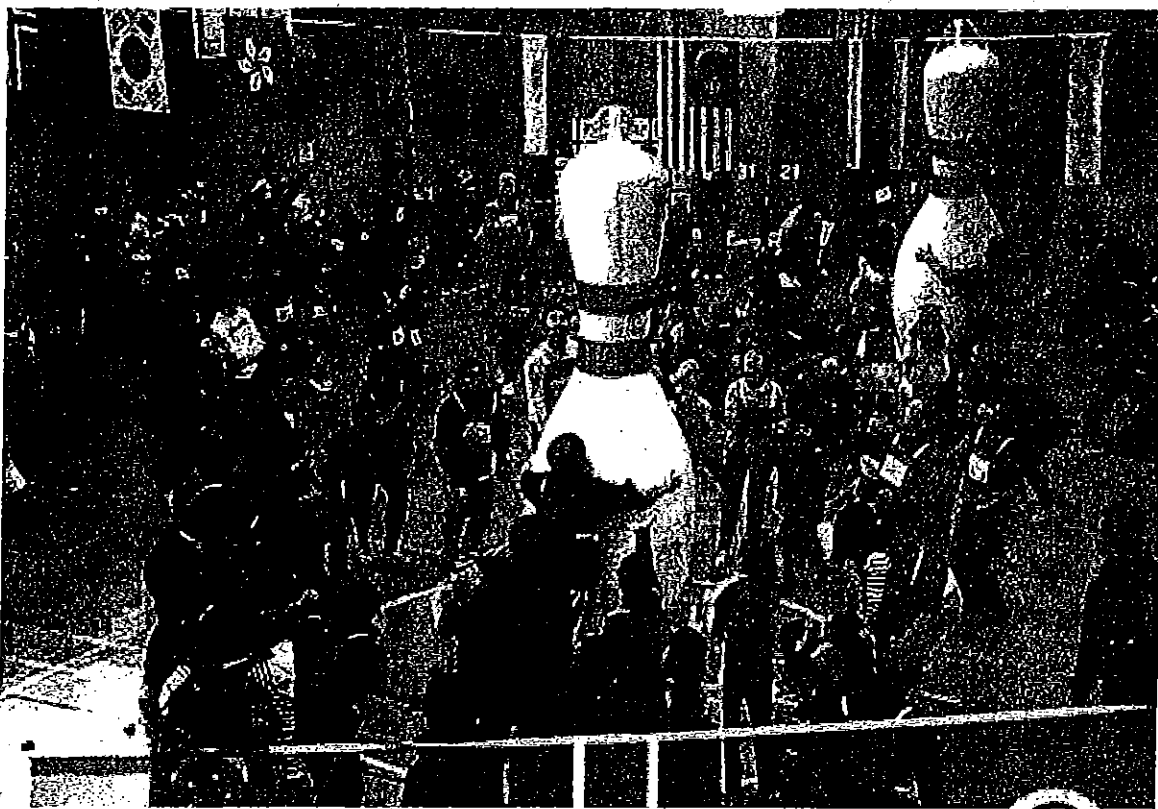


(6) 凌雲閣（りょううんかく）の攻防

2チーム対抗戦で、全員参加の競技です。

大阪・梅田と東京・浅草にかつてあった同名の「凌雲閣」に見立てた2本の巨大ピンの上に「YCAMボール」（揺れたら数をカウントするようにプログラムされたスマートフォンがボールのなかに入っている）をそれぞれ固定し、サークルのなかに置かれ、その周囲には玉入れの玉が巻かれています。玉入れの玉をあて、YCAMボールを揺らし、揺らした数の多いチームが勝ちとなるゲームです。

試合時間は30秒。各チーム、守備者2名と、攻撃者（守備者2名をのぞく全員）に分かれます。攻撃者は、サークル外から自チームの塔にアンダースローで塔の上に固定されたYCAMボールを狙います。守備者は敵チームの塔を揺らし、邪魔をします。



③所感

「未来の運動会」開催の背景について

我が国における医療費総額が年間約 40 兆円という巨額な金額になっている中、国民医療費の抑制や健康寿命を平均寿命に限りなく近づけることのできる社会の構築が重要となっている。

しかし、スポーツ庁が昨年度実施した調査によれば、成人の週 1 回以上のスポーツの実施率は、42.5%に留まっている。更に、年代別の同実施率を見てみると、60 歳代は、54.4%、70 歳代にあっては 65.7%と高い数値を示しているのに対し、意外にも、20 歳代では 34.5%、30 歳代は 32.5%、40 歳代も 31.6%と、高齢者よりも若い世代の方が低い実施率であることが明らかになった。

また、1 年間に運動やスポーツをしておらず、今後もするつもりはないと回答した層は 27.2%にものぼっている。

スポーツ庁においては、スポーツは一部のアスリートのものだけではなく、国民にもっと身近なものであるということをもっと広めていきたいと考えているようである。具体的な数値目標も掲げており、成人の週 1 回以上の実施率を、現在の 42.5%から 65%に向上させるための様々な取り組みをスタートさせている。

その中の施策の一つとして、スポーツ庁所管の「スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト」が、平成 29 年度からの新規事業として動き始めた。

この事業内容を調べてみると、概ね次のような取り組みであることが分かった。

《新たなスポーツの開発》

●最先端の技術やクリエイター等を活用し、個人の行動変容を促す新たなスポーツのスタイル等の開発などに取り組む。

【新たなスポーツの開発事業】

①新たなスポーツに関する調査

⇒生活者実態調査や成功事例収集など、新たなスポーツの開発に必要な調査の実施。

②アイデアコンテスト・ハッカソン(※1)の開催

⇒新たなスポーツのスタイルの創造にチャレンジする企業やクリエイター等を対象としたアイデアコンテストの開催。

⇒新しいスポーツの形や作り方、楽しみ方を議論し、具体化する場を提供するハッカソンの開催。

③新たなスポーツの実証実験

⇒スポーツ無関心層への訴求力やビジネスモデルの持続可能性など普及に向けた研究。

※1：ハッカソンとは、「ハック」と「マラソン」を掛け合わせた造語で、参加者が協働して一定期間内にアイデア創出やプログラム開発を行い、その成果を競うもの。

今般、大阪を開催地として企画された「未来の運動会」は、これまでスポーツに関心があまりなかった人や、運動は苦手だという人にも“やってみようかな”と思ってもらえるような、新たなルールやスタイルのスポーツを開発し、実践するというものであったと受け止めた。

事業の委託を受けた主催者もこのように述べている。

「この事業は、本来スポーツとは、自由で楽しくクリエイティブな活動であるべきと考える。スポーツをしない人に対して、既存のスポーツを強要するのではなく、その人のスタイルに合わせたスポーツの機会を提供すべく、スポーツの定義を拡張しながら、新たなスポーツを開発していく。」

スポーツの語源はラテン語で“デポルターレ”であると言われており、「気晴らしをする、楽しむ」といったことを意味しているそうである。

そのような視点に思いを馳せれば、国民、市民が、気軽に楽しく参加できる新しいあり方を時代の要請に応じて探求する取組は、ごく自然であり、またとても重要なことであると考ええる。

今般、この「未来の運動会」の開催について、情報提供をいただいた江渡浩一郎氏(独立行政法人産業総合研究所 主任研究員)から、運動会閉会后、同実行委員会の委員の方々をご紹介賜り、意見交換をさせていただいた。

実行委員会の皆さんとの語らいを通じて、次の思いを共有することができた。最近の地域課題の一つとして、地域活動に対する住民の意識の変化があると思う。地域コミュニティとつながらなくても生きていける環境があり、地域コミュニティとつながりたくない、地域活動がわずらわしいという理由から、関わり方が消極的になってきている感がある。

現在、この社会問題にいち早く気づいた地域の人々が、コミュニティを再建しようと積極的な動きが各地で生まれている。

自分たちの地域で楽しい活動を創造していく市民力で、まちにある資源を活かした楽しい『場』をつくることは、今後の活動を考える上で新たな気付きになった。

楽しみながら地域課題や、社会問題を解決する輪を拡げていければ、なお幸いである。地域にとって地域コミュニティは必要不可欠なものだと認識した上で、既存型の体育・レクリエーション活動を単に継承するだけのあり方では、地域コミュニティの継続は難しいのかもしれない。地域社会づくりに貢献できるような、新たな視点での取り組みが重要である。

これからの時代に必要な地域コミュニティ要素として、いかに「自分事」、「日常事」、「常にあるもの」に地域活動ができるかというデザインが必要であると思う。体育、レクリエーション等の活動を通じて、繋がり合う、認め合う等一つの目標を持ち合う住民と記憶に残る楽しい思い出づくりができるテーマ型地域コミュニティを地域活動の様々な場面で生み出せるように取り組んでいければと思う。

また、そこに大切なのは、その地域ならではの特徴あるデザインをいかに描くことができるかがポイントになると考える。

今回の運動会は、未来にとってテーマ型地域コミュニティの要素が含まれるイベントであったと感じた。様々な社会的課題を抱える地域社会の中において、貢献できる活動とは何かについて、考えさせられる視察となった。この貴重な体験をさせていただいた者の一人として、自分たちが住む八代において、この地域にあった新しい形の運動の場の創出に向けて「アクションを起こしていきたいと思う。

(2) 公益財団法人ライフスポーツ財団のスポーツ推進事業について

①財団の概要について(別添の「財団概要」参照)

- ・公益財団法人ライフスポーツ財団は、「子どもたちの健全な心身の育成に役立ちたい」という夢から設立された。
- ・財団の基本理念は、「こども」、「親・地域」、「ライフ」の3つをキーワードに掲げ、活動にあっては、「より多くの人に」、「満足のいく事業」、「高い効率性」を基本として活動を進めている。

②主な研修テーマ：財団推進事業について

○財団の柱として進めている事業とのこと。活動費の100%を財団が助成するものであり、具体の事業として「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」、「ライフ・チャレンジ・ウオーク」等がある。

①「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」について

- ・こどもと親子のスポーツ活動の普及、親子または三世代で楽しめる事業。
- ・親子や家族のふれあい、地域の中での交流を大切に考え実施されている。
- ・親子で一つのボールを交互に打ちながら一緒にプレーをするもの。

②「ライフ・チャレンジ・ウオーク」について

- ・平成8年度に事業化された。
- ・3～7kmのコース設定で、親子やファミリーが気軽に参加でき、クイズやゲーム等を取り入れながら、ゆったりしたペースで楽しめる内容で行われている。
- ・平成28年度は、全国で18の団体で実施されている。

●質疑

Q1：助成金交付要綱の第2条に、助成金交付の対象について次のとおり記載してある。

例えば、本市体育協会や校区体育協会も、その対象となるのか。

- ・助成金の交付を受ける対象は、市町村において子どもスポーツ活動、地域スポーツ活動及び子ども文化活動を推進するための組織団体(以下、「活動団体」という。)とし、いずれも営利を目的としない団体、クラブ、NPO法人とする。
- ・前項の助成金の交付を受ける対象は、次に掲げる団体とする。
 - 1)活動団体は、原則としていずれも市町村及びその教育委員会より推薦を受けられる団体であること。
 - 2)前項の助成金の交付を受ける対象は、次に掲げる団体とする。
 - (1)活動団体は、原則として市町村及びその教育委員会より推薦を受けられる団体であること。
 - (2)(1)以外の団体で、活動推進にあたり本財団の理事長が認めた団体。

A1：体育協会という団体は、市町村毎に1団体であるとばかり思っていた。

行政区域内に校区毎にも体育協会があることを初めて知った。

市体育協会も校区体育協会も、助成金の交付対象になる。

Q2：①「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」、②「ライフ・チャレンジ・ウオーク」は、現状、全国において、どの程度実施されているのか。

A2：①「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」は11の都道府県で、②「ライフ・チャレンジ・ウオーク」は22の都道府県で実施されている。

Q3：財団としては、「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」及び「ライフ・チャレンジ・ウォーク」の実施の目標数値を掲げているのか。

A3：全国の全ての都道府県で1か所ずつは実施していきたいと考えている。⇒47団体

Q4：「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」及び「ライフ・チャレンジ・ウォーク」等に対して、その実施団体に、活動費の100%を財団が助成する制度とのことだが、上限金額があるのか。あればその金額はいくらか。

A4：20万円が上限である。

Q5：手続きの流れについて、具体的に説明願う。

A5：受付時期は、毎年7月末まで。

8月：書類審査

9月：助成団体決定

翌年の6月：助成金の交付。

Q6：財団の推進事業である「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」及び「ライフ・チャレンジ・ウォーク」については、先ほどの説明で全ての都道府県で実施したいとの数値目標を掲げておられる。それに必要な予算は毎年度確保しておられるのか。

A6：予算上は、まだ余裕が十分にある。

Q7：八代市内の校区体育協会等が財団の推進事業に申請した場合、採択される可能性はあるか。

A7：校区としての体育協会に助成したケースは、まだなく、個別に審査をしてみないと今の段階で明確な返答はできないが、可能性としては見込める。

●その他

【財団より】

- ・申請が認められた場合、実際の開催当日、財団の職員が現地会場に出向き、開催状況の視察を行う。
- ・推進事業の開催に際しては、例えば「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」の場合、その横断幕を作成し、共催として「公益財団法人ライフスポーツ財団」の名称を掲示すること等の規定事項がある。

③所感

- ・地域における活動としては、その参加者のほとんどが大人であることも多いが、市民活動の対象者は未成年もその対象であることをしっかり認識する必要がある。

今般、視察した公益財団法人ライフスポーツ財団は、とりわけ「親子や家族のふれあい、地域の中での交流」を大切に考え実施されているところであり、用意されているメニューもその主旨に基づくものであった。

- ・財団の推進事業である「ライフ親子グランド・ゴルフ大会」及び「ライフ・チャレンジ・ウォーク」については、まだ、実施団体の数値目標には達しておらず、それに必要な予算は毎年度確保してあるとの説明を受けた。

八代市内においても、各地域においてグランドゴルフ大会が数多く開催されているところであるが、その参加者はほぼ大人であり、子どもを含み幅広い世代の参加についても考えていく必要があると思う。

そのようなことから、活動費の100%を財団が助成するこの制度について、本市においても様々な団体を念頭に、その活用の可能性を検討する価値があるものと感じた。

新風

代表者 西 濱 和 博 様

下記の研修会に出席しましたので、その内容を報告します。

平成 30 年 3 月 29 日

西 濱 和 博



記

- 1 研 修 名 地方議員研究会主催セミナー
「地方創生の様々な実例、地方創生における大学の上手な使い方」
講師：早稲田大学環境総合研究センター 上級研究員 岡田久典 氏
- 2 期 日 平成 30 年 3 月 27 日(火)
- 3 場 所 東京都新宿区早稲田鶴巻 516-1
早稲田大学早稲田キャンパス大隈記念タワー11 階 1102 号室
- 4 研修概要 別添のとおり
- 5 研修資料 別紙のとおり

【研修概要】

1 地方創生が目指す方向

- ・自らの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す。
全国一律でなく、地方自らが地域資源を掘り起こし活用することにより、多様な地域社会を形成。
- ・外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
外部人材の取り込みや国内外に市場との積極的なつながりによって、新たな発想で取り組む。

2 地方創生の成功と失敗を分けるもの

- ・コンサルタント等への丸投げでは絶対にいけない。
- ・地域に核となる人材及びそのグループがあること。
- ・全国的な規模での事業に成功した経験があるからといって、地域おける事業として必ずしも成功するとは限らない。(スケール感)
- ・合意形成にこだわると、事業が進まなくなってしまう。
- ・地域の身の丈にあった事業でなければ、観光でも地域商社でもメリットがない。
(例えば、大量の観光客が来てもお金を使う施設が地元になればあまり意味がない)
- ・若い人の仕事と参入を促進する仕組みをベースに考える。
- ・KPIは重要だが、これは本来大規模なプロジェクトの成果を測定するための手段である。
- ・RESAS等の分析システムは重要だが、答えはあくまで現場にある。

3 地方再生の要諦

- ・外部の力や財源に頼らず、地元資源(ヒト、モノ、カネ、文化)を最大限に活用し、地域住民を巻き込む。
- ・思考能力を奪う補助金や助成金を注ぎ込まず、あくまで自立して稼ぐ。
- ・地域産業や地域密着の中小企業を中心に雇用をつくり、海外へも積極的に打って出る、あるいは需要を取り込む。
- ・身の丈を旨とし、分不相応な似非ディスニーランドや著名建築家により施設をつくったり、無駄金をかけて縁もゆかりもない大企業を誘致したりしない。
- ・少子高齢化も地方の過疎化も所与として、サステナブルな仕組みをつくる。

4 全国の大学と地域の協定

(1) 大学と地域との「課題」について、どのような事項が挙げられているか

① 地域と大学との連携・協働の分野

- ・連携内容や連携体制について

② 産学連携

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ・連携体制について | ・産学連携におけるギャップについて |
| ・交流の場について | ・知的財産について |
| ・予算について | ・住民と大学のギャップについて など。 |

5 「域学連携」地域づくり活動[※]に対する特別交付税措置について

○地方公共団体が、大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校(「大学等という」)と連携して行う地域おこしに係る取組に対する支援を目的として、活動に要した経費のうち地方公共団体負担分に対して特別交付税措置を行うもの。

(平成 22 年度から)

(1)対象事業

・地方公共団体が大学等と連携して行う地域おこしに係る実践活動(以下、「実践活動」)に係るものであり、単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、次の要件をいずれも満たす取組。

①学校教育活動の一環として行われる取組であること。

②地方公共団体、大学等(教員及び学生)、その他地域住民や地域づくり団体等が継続的に参画する地域おこしに資する

(2)特別交付税の対象となった主な事例について

①地域おこし・地域活性化関係

- ・地域資源の掘り起こしと活用に関する調査研究
- ・地域の食材を活かした料理レシピの開発
- ・学生による農作業体験を通じたゼミの研究テーマの探求
- ・地域ブランド、特産品の共同開発
- ・観光資源のブランド化を目的とした地域資源マップの作成
- ・空き店舗を活用したギャラリーカフェでの住民との交流、市街地活性化の検討

②健康・福祉関係

- ・高齢者施設での介護ボランティア、小中学校の行司のサポート、地域行事のボランティアの実施。
- ・介護、社会福祉を学ぶ学生による高齢者とふれあい交流体験の実施。

③教育・文化・スポーツ関係

- ・町内中学校を対象とした環境学習等のサポート授業の実施。
- ・キッズ・アントレプレナーシップ教育(大学と市が連携した子ども起業塾の実施)

④ICT関係、その他

- ・無線 LAN ネットワークの有効活用(情報ネットワーク研究及び地域の情報発信による活性化策に関する研究)
- ・インターンシップ事業としての学生の受入(地域活動の体験、課題・問題等の洗い出しの実施)

6 大学等と地域連携を実現させ成功させるために必要なこととは何か(考察)

その地域内に大学等がある場合は、特に、心理的な距離を感じさせない付き合い方が普段から必要だと思う。例えば次に示すことを心掛けると進展するのではないかな。

- ・大学の研究機能の活用(地方創生事業を積極的に活かす取組み)
- ・共同実施を通じて業務を高度化させる。
- ・所属する学生が継続的に関わっていける仕組みづくり(ゼミ、研究室、サークル等)
- ・学生指導の場がとりもなおさず若者の育成・研鑽の場になれる工夫。

7 その他…今回の研修に併せて、講師より「持続可能な開発目標(SDGs)」についての紹介があった。私も、かねてこのことについては関心を寄せていたことから、関係する思いを含め以下に併記する。

2015年9月、ニューヨークの国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、日本をはじめとする150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」というものが、全会一致で採択された。

このアジェンダには、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標等を掲げている。

その中核となるものが、17の目標と169のターゲット等からなる「持続可能な開発目標 SDGs(エスディ・ジーズ)」SDGsは、2030年までの15年をかけて世界が目指すビジョンを示し、人々が行動を持って実現していく機会を提供している。

このSDGsには、貧困や飢餓、健康、教育、ジェンダーなど、2000年から世界が取り組んできた「ミレニアム開発目標(MDGs)」に含まれていた目標に加え、持続可能な都市づくりや雇用、産業、イノベーション、格差是正など、開発途上国のみならず、それは、国連や政府に達成責任が問われるばかりでなく、住民の生活に直結した行政サービスを提供する地方自治体や地域住民にも深い関わりがある。

SDGsは、先進国も対象となる「普遍的目標」として、今後、国際・国内・地方レベルにおける実施を進めていくことが重要であり、日本においても中央政府レベルの体制構築とともに、広く国内への普及や津法自治体レベルの関与が必要とされている。

日本では、2016年5月に内閣総理大臣が本部長を務める「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置され、同年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されている。そこで、本市の執行部に対し、次のことを伺ったことがある。

この「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」中に、地方自治体の積極的な貢献が期待されていると思うが、このことに対する本市の認識について尋ねた。

執行部からは、「地方自治体が計画や戦略等の策定を通じて、様々な関係者と連携し、このSDGsの視点を取り入れ、その目標達成に向けた取り組みを実施していくことこそが期待されているもの」との認識が示された。

本年6月9日に開催されたSDGs推進本部会合において、総理は次のように発言されている。

「SDGsは、先進国、途上国全てが責任を持つ重要な取り組みです。日本は、人間の安全保障の考え方に経ち、誰一人置き去りにすることなく、一人ひとりが持てる能力を発揮できる社会の実現に向けて、リーダーシップを発揮してまいります。」また、「SDGsの推進について、これはまさに地方創生に資するものである。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた取り組みを促進する施策を検討、実施していくようお願いする。」と指示されています。

本市の執行部の回答の含意は、“SDGsは中央政府レベルだけでけん引していくものではなく、地方自治体としての自覚と責任のもとで、目標達成に向けた取り組みを実施していくことが期待される”とのことではなかったかと察した次第。

八代市の意欲ある姿勢を伺い知ることができ、本市の今後の具体の取組に大きな期待を寄せていきたいと思っている。